

自然観察教室「初夏の海辺を楽しもう」の参加者を募集します

日時 6月12日(日) 9時～11時30分
場天神崎

磯丸山の見える駐車場(8時50分までに集合)

講師 ふるさと自然公園センター 専門員ほか

対象 小・中・高校生・一般(小学生は保護者同伴)

備品 水筒・筆記用具・採集用具・ビニール袋・帽子・長靴・手袋・着替え等

申込 前日までに、はがき又は電話・FAX・Eメールで参加者の住所・氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。

問い合わせ 自然公園センター
〒646-0051
稲成町1629

☎ 0739(25)7252
✉ hikiwa@mb.aikis.or.jp



田辺市地域保健福祉推進補助金を募集します

高齢者等の保健福祉の増進を図るために行う先導的事業に対して補助をします。市民団体だけでなく、市内の民間企業も申請できるようにになりました。

※国、県、市の他の補助金の対象となる事業は除きます。

■補助金額 補助対象経費(事業の運営に要する費用で、施設建設等に要する費用は除きます。)に相当する額とし、市民団体は1事業につき100万円、市内の企業等は1事業につき50万円を上限とします。

※予算の都合上、補助金額の全額を補助できない場合があります。

■交付期間 交付期間は3年を限度とします。

■6月30日(木)までに、申込書に事業計画書、活動実績書を添えて左記へ提出してください。申込書等は、左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

☎ 0739(26)4900
☑ <https://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/index.html>

田辺市ふるさと文化振興補助金を募集します

■対象事業 令和4年4月1日(令和5年3月31日)に実施する市内の文化活動の振興又は伝統文化の継承に寄与する事業で、市長が認めた事業

※対象とならない事業・団体等があります。

■補助金額 事業1件につき、補助対象経費の2分の1以内で10万円を上限とします。

■募集件数 2件

■事前 事前に必ずお問合せの上、7月29日(金)までに、申請書等に申請する団体等の規約等を添えて、左記へ提出してください。申請書等は左記で配布しています。

☎ 0739(26)9943
☑ <https://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/index.html>



男女共同参画社会の実現をめざして

■6月23日(土)～29日は男女共同参画週間です

令和4年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へです。男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、皆さん一人ひとりの意識や取組が重要です。この機会に、私たちの周りの男女のパートナーシップについて考えてみませんか?

■成年年齢の引下げについて
令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引下げとなり、18歳、19歳の方は、未成年であることを理由とした契約の取り消しができなくなります。アダルトビデオに出演するという認識がないまま契約し、出演を強要される問題が起きており、より一層の注意が必要です。困ったことがあれば一人で悩まず相談してください。

■性犯罪・性暴力の相談窓口
◇性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(内閣府)

☎ #8891 (#はやくワンス)

自殺を思い悩んでいる人のための相談窓口があります

自殺を思い悩んでいる人は何かしらのサインを出しています。悩んでいる人に、私たちが声を掛ける、話をじっくり聞く、相談窓口があることを伝え、見守ることによって、救われる命があります。

■相談窓口
◇自殺対策推進センター相談電話「はあとライン」(24時間365日)

☎ 0570(064)556

◇和歌山県公式LINE相談「いのちのセーフティラインわかやま」(平日9時～17時)



登録はこちら
☎ 0739(26)4902
☑ <https://curetime.jp>
☎ 0739(26)4936

市の人口 令和4年4月末現在

| | |
|-------|-----------------|
| 人口 | 男 33,046人 (-64) |
| | 女 37,275人 (-29) |
| | 計 70,321人 (-93) |
| 世帯数 | 35,032世帯 (+29) |
| | ※()内は前月比 |
| 4月の出生 | 男 14人 女 21人 |

6月の納税等
■市県民税 普通徴収…全期前納分第1期分、年金特別徴収…6月徴収分、給与特別徴収…5月徴収分
■国民健康保険税 特別徴収…6月徴収分
■介護保険料 特別徴収分…6月徴収分
■後期高齢者医療保険料 特別徴収分…6月徴収分
※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

**和歌山県在宅育児支援事業
給付金を支給します**

市に住民票のある多子世帯の0歳児を対象とした、在宅育児を支援するための事業です。

■支給金額 生後2か月を超えた翌月から1歳になった月までの10か月間を対象に、月額1万5000円(最大15万円)

■対象乳児 令和3年4月1日以降に生まれた乳児で、次の要件を満たす場合

- ◇同一世帯(生計を一にする世帯)内の第3子以降
- ◇市民税所得割合算額が7万7101円未満である同一世帯(生計を一にする世帯)内の第2子

■支給対象者 市に住民票があり、対象乳児を家庭で養育している保護者。ただし、他の給付金・助成制度(育児休業給付金、保育料無償化など)の支援を受けていない等の要件があります。

◇令和4年度支給分については、令和5年3月31日までに申請が必要です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

◇子育て推進課 保育係(市民総合センター1階)

児童手当の制度が一部変更になります

【現況届の提出が原則不要になります】

毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認するため、児童の養育状況が変わっていないければ、一部の受給者を除き現況届の提出は原則不要になります。

■提出が必要な方

6月支払通知と併せて案内を送付しますので、同封の現況届に記載の上、必要書類を添えて、6月30日④までに提出してください。未提出の場合は、6月分以降の児童手当(特例給付)を受給することができなくなりますので、ご注意ください。

【所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります】

令和4年10月支給分(6~9月分)から、児童を養育している方の所得が下表の(2)以上の場合、児童手当等は支給されません。なお、(1)以上(2)未満の場合、従来どおり特例給付として児童一人当たり月額一律5000円が支給されます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせ

■所得制限及び所得上限限度額表 (単位:万円)

| | (1) 所得制限限度額 | | (2) 所得上限限度額 | |
|---------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 所得額 | 収入額の目安 | 所得額 | 収入額の目安 |
| 扶養親族等の数 | | | | |
| 0人 | 622 | 833.3 | 858 | 1,071 |
| 1人 | 660 | 875.6 | 896 | 1,124 |
| 2人 | 698 | 917.8 | 934 | 1,162 |
| 3人 | 736 | 960 | 972 | 1,200 |

※収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。



◇0739 (26) 4904

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/kosodatesushin/index.html>

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種を実施します

ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)ワクチンが定期予防接種となり、積極的な接種勧奨が再開されました。左記対象者には、個別に通知していますので、接種を希望される方は、事前に実施医療機関に予約した上で接種してください。

◇定期接種 接種時点で市に住民票のある中学1年生~高校1年生相当年齢の女子(希望すれば小学6年生の女子も接種可能です)

◇キャッチアップ接種(積極的な接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方) 接種時点で市に住民票のある平成9年4月2日~平成18年4月1日生まれの女性

■接種期間 令和4年4月1日~令和7年3月31日

■償還払いについて 積極的な勧奨の差し控えの期間に、国内で子宮頸がんワクチンを自費で接種された方は、償還払いをすることが

◇0739 (26) 9925

□ https://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/jidou_teate.html

日本語指導法学習講座の参加者を募集します

◇7月4日①、11日①、19日④、25日①、8月1日①、8日①

◇初心者向け 10時~12時

◇経験者向け 13時30分~15時30分

◇市民総合センター2階「青少年ホール」

■講師 谷山 徹さん(奈良大学非常勤講師)

◇現在日本語学習指導のボランティアをされている方やこれからしたいと考えている方、興味のある方の一助となるよう、専門家の先生を招いて、その指導方法を学ぶ講座です。

◇各12名「先着」

◇初心者向けは初受講の方を優先

◇筆記用具

◇6月13日①、27日①に、左記へ電話又は申込みフォームからお申し込みください。

◇国際交流センター(市民総合センター3階生涯学習課内)

◇0739 (33) 9019

◇申込みフォーム <https://logofom.jp/f/ZbtuC>

手話サークル山びこに入会しませんか

地域の聴覚障害者と手話でコミュニケーションをとってみませんか。手話初心者に対する学習も行っています。

◇毎週⑤(第5⑤、⑥は休み)

◇19時30分~20時50分

◇市民総合センター1階「機能訓練室」

◇年会費として大人1000円、学生500円(資料、ボランティア保険代含む)

◇障害福祉室 障害福祉係(市民総合センター1階)

◇0739 (26) 4902

◇0739 (25) 3994

暮らしの便利帳のアンケートにご協力ください

市では、市民の皆さんの暮らしに関わる情報をまとめた冊子「暮らしの便利帳」を発行しており、市外からの転入手続の際に窓口でお渡ししています。

今後、暮らしの便利帳をより便利なものにするため、皆さんからのご意見を募集します。ご協力のほどよろしく願います。

◇企画広報課 広聴広報係(本庁舎3階)

◇0739 (26) 9963

◇暮らしの便利帳掲載ページ <https://www.city.tanabe.lg.jp/kohou/kankoubutsu/benri.html>

◇アンケートフォーム <https://logofom.jp/f/BQMNd>



◇アンケートフォーム <https://logofom.jp/f/BQMNd>

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告
1 枠単独 (縦 46mm × 横 85mm)

有料広告募集中!

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか?

本紙(広報田辺)及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。

広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までに申し込んでください。詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。

◇0739-26-9963 □<http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukou-kouhou.html>

■**単独浄化槽からの転換** 単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽の管理者となつて居る方は、補助対象外となります。

| 人槽区分 | 従来型浄化槽 | 環境に配慮した浄化槽 |
|------|--------|------------|
| 5人槽 | 33万2千円 | 38万円 |
| 7人槽 | 41万4千円 | 46万2千円 |
| 10人槽 | 54万8千円 | 59万6千円 |

※11人槽以上については、お問い合わせください。

■**浄化槽設置整備事業費補助金**
生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、水環境を保全するため、住宅等への浄化槽設置を補助します。

■**補助金額** 設置に要した費用（左表の上限額あり。）

きれいで豊かな水環境を守りましょう

槽を設置する場合、単独処理浄化槽の撤去費用に対し、9万円を上限として補助を行います。

■**配管補助** 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から、合併処理浄化槽へ転換する際の配管設備部分に係る費用に対して、30万円を上限として補助を行います。

■**補助金の申請** 補助金を受けるには、浄化槽設置工事を行う前に申請書を提出し、交付決定を受けることが必要です。申請方法、受給要件等詳しくは、左記へお問い合わせください。

■**浄化槽の適正な維持管理**
浄化槽を使用される方には、法律で3つの義務が定められています。

- ◇保守点検（浄化槽法第10条）
- ◇清掃（浄化槽法第10条）
- ◇法定検査（浄化槽法第11条）

■**浄化槽に関する届出**
浄化槽を使用開始（再開）・休止・廃止する場合や浄化槽管理者に変更があった場合などは、左記又は各行政局住民福祉課（下記参照）へ届出書を提出してください。

☎環境課生活排水係（本庁舎2階）
0739（26）9927



備えて 防災コラム

第91回 土砂災害防止月間について



国土交通省では、昭和57年7月に長崎県長崎市を中心に発生した集中豪雨を契機として、土砂災害の防止と被害の軽減を目的に、昭和58年から6月を土砂災害防止月間と定めています。

これから梅雨入りを迎え、台風シーズンにもなります。この時期は、長雨や集中豪雨などが発生しやすく、多量の降雨により地盤が軟らかくなり、斜面が崩れ落ちるなどの土砂災害が発生する恐れがあります。

近年では、地球温暖化に伴う気候変動により、大雨の頻度が増加し、土砂災害や洪水の増加、激甚化が懸念されています。昨

年7月には、東海地方から関東地方を中心に記録的な大雨となり、静岡県熱海市伊豆山地区で大規模な土石流が発生しました。この土石流により被災した範囲は、延長約1kmにわたり、死者27名、住宅被害98棟と多くの人的・物的被害を及ぼしました。

このような土砂災害は、1時間に20mm以上、又は降りはじめからの降水量が100mm以上となったときに発生する恐れが高まるといわれています。土砂災害はいつ、どこで発生するか分からないので、雨の降り方には注意を払い、早めの避難を心掛けてください。

田辺市地域経済持続化支援金
（令和4年1月～3月対応型）
の受付は6月30日までです

新型コロナウイルス感染症により、様々な業種の事業者が影響を受けていると考えられることから、事業者に対し、事業の継続の下支えを目的に田辺市地域経済持続化支援金（令和4年1月～3月対応型）を交付します。

■**交付対象者** 市内に事業所・店舗等を有する中小企業者（商工業又は農林漁業者の法人・個人事業主）のうち、新型コロナウイルス感染症拡大により著しく影響を受けた方

■**申請要件（一部抜粋）**
◇令和4年1月～3月の3か月（対象期間）の月平均の事業収入額と令和3年、令和2年又は平成31年の同期の3か月（比較期間）の月平均の事業収入額を比較して、20%以上減少していること
◇令和3年12月31日時点において、市内で事業を営み、今後も継続して事業を行う予定であること

☎**郵送で申請する場合**
簡易書留等の追跡ができる方法により申請書及び添付書類を商工振興課へ送付してください。

◇**特設窓口で申請する場合（完全**

予約制

予約日時に申請書及び添付書類を持参の上、申請会場までお越しください。

・予約連絡先

☎0739（33）7796

・申請会場（特設窓口）

☎9時～18時

☎本庁舎別館3階「大会議室」

◇各行政局で申請する場合

事前に各行政局産業建設課へお問い合わせください。

■**申請期限** 令和4年6月30日

「消印」

■**申請書類の取得方法**

申請書類や申請手続き等は商工振興課・観光振興課・各行政局産業建設課等で配布しているほか、

ホームページからも取得できます。

申請書等の郵送を希望される場合は、左記へお問い合わせください。

☎商工振興課（本庁舎別館3階）

〒646-8545 新屋敷町1

☎0739（26）9970

☎ <https://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/tiikeizaijizokuka1-3.html>



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」

主な電話番号等

■**田辺市役所** 〒646-8545 新屋敷町1

☎0739-22-5300（代） ☎0739-22-5310

■**市民総合センター** 〒646-0028 高雄一丁目23-1

☎0739-26-4900（代） ☎0739-26-4914

■**龍神行政局** 〒645-0415 龍神村西376

☎0739-78-0111（代） ☎0739-78-0116

■**中辺路行政局** 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1

☎0739-64-0500（代） ☎0739-64-0966

■**大塔行政局** 〒646-1192 鮎川2567-1

☎0739-48-0301（代） ☎0739-49-0359

■**本宮行政局** 〒647-1792 本宮町本宮219

☎0735-42-0070（代） ☎0735-42-0239

■**市水道事業所** 〒646-0028 高雄三丁目18-1

☎0739-24-0011（代） ☎0739-24-7910

■**市ごみ処理場** 〒646-0053 元町2291-6

☎0739-24-6218（代） ☎0739-24-4068

電話案内サービス

■**防災行政テレフォンガイド**

☎0120-963-910

※防災行政無線を確認する電話案内サービスです。

■**救急安心センター** ☎#7119

※つながりにくい場合は、市消防本部（☎0739-22-0119）へご連絡ください。

休日急患診療

☎田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）

☎内科・小児科系、歯科の応急診療

☎日時 9時～11時30分、13時～16時

（※小児科のみ、☎18時～21時30分も診療を行っています。）

☎0739-26-4909